

企画政策課

☎ 共生協働係 (221・224)

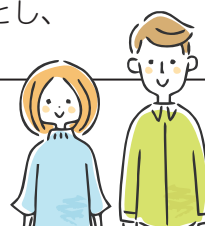
「きっかけは声かけから」

## 結婚新生活を応援します！

大崎町では新たに結婚された夫婦を対象に、結婚を機に新居を購入または賃借した際に掛かる費用を補助しています。

補助対象者	1. 令和6年1月1日以降に結婚された夫婦 2. 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 3. 夫婦の合計所得が500万円未満 4. 公的制度による家賃補助を受けていないこと 5. 税金の滞納がないこと 他
補助対象経費	新居の購入費又はリフォーム費、家賃(3か月分)、敷金、礼金、引越費用など
補助金額	29歳以下の夫婦は60万円、39歳以下の夫婦は30万円を上限とし、補助対象経費を合わせた額

対象となる可能性のある方は  
HPでより詳細な情報をご確認ください！→



企画政策課

☎ 企画調整係 (222・223)

## 【訂正】通学定期券の購入費を助成します

広報おおさき(令和6年4月号)でお知らせいたしました「大崎町高校生等通学定期券購入助成事業」について、申請受付時期に誤りがございましたので、改めてご案内いたします。

### 大崎町高校生等通学定期券購入助成事業について

高校生等が路線バスで通学するために必要となる、通学定期券の購入に要する費用の一部を助成します。

補助対象者	大崎町内に住所を有している高校生等の保護者等 ※保護者等には父母の他、親権者や未成年後見人、扶養者等も含まれています。
助成額	通学定期券購入費用の2分の1(千円未満切捨て) ※定期券の期間が1か月以上のものが対象となります。 ※最も経済的かつ合理的と認められる通学経路に係る定期券が対象となります。 ※1か月当たりの助成上限額は1万円です。
申請方法	以下の書類を企画政策課に提出してください。 ① 大崎町高校生等通学定期券購入助成金交付申請書 ② 購入した通学定期券の写し/③ 学生証の写し/④ 保護者等の通帳の写し
申請受付時期	6月3日(月)から企画政策課窓口で随時受付開始します。 ※令和6年4月からの定期券が助成対象となりますので、申請受付時期まで通学定期券の写しなどの保管にご留意ください。 ※現在、公立高校に申請の取りまとめをお願いしており、高校の対応によって申請方法や時期が変更になる場合があります。また、高校によっては取りまとめの対応ができない場合があります。